

裏面白紙

勅第二の奉

明治四十一年四月廿七日

内閣書記官

内閣總理大臣 望

内閣書記官長 〆

賞勳局總裁へ訓令按

昌子内親王殿下ヲ勲一等ニ敘シ寶冠章

ヲ賜ハルヘキ旨御沙汰ニ付該勲章並勲記ヲ

明廿八日中に宮内省へ差廻サレヘシ

内閣總理大臣

昌子内親王殿下ヲ勲一等ニ叙シ寶冠
章ヲ賜ハルヘキ旨 御沙汰候此段及
通牒候也

明治四十一年四月廿六日

宮内大臣伯爵田中光顯



内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

追テ來二十九日

皇后陛下ヨリ御授與可相成ニ付勲章

勲記共前日迄ニ當省へ御廻付相成度
候也